

『700MHz 帯携帯電話基地局 電波発射予定のお知らせ』に関する取扱いについて

当社は、一般社団法人700MHz利用推進協会（以下「貴協会」といいます。）から開示を受けた一切の情報（以下、複製物等を含め、「秘密情報」といいます。）に関し、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 秘密情報の取扱

- (1) 当社は、秘密情報にアクセス制限等の措置を講じて厳重に管理し、必要最低限の当社の社員にのみ取り扱わせ、下記2の目的のために必要最低限の範囲で開示する場合を除き、第三者に開示・漏洩しません。
- (2) 当社は、下記2の目的のために必要最低限の範囲を超えて秘密情報を複製しません。
- (3) 下記2の範囲で、当社の関連会社に秘密情報を開示する場合は、当該関連会社に対し、本書に基づく当社の義務と同等の義務を課し、当該関連会社の行為について、当社が責任を負います。

2. 目的外利用の禁止

当社は、下記の(1)若しくは(2)目的以外に、秘密情報を利用しません。

- (1) 当社の顧客からのテレビ受信障害に関する問合せに対し、携帯電話基地局が発射する700MHz帯の電波（以下「700MHz帯電波」といいます。）が当該顧客に影響するか説明するために、当該顧客が所在する市町村（東京23区の場合は特別区。以下同じ。）における700MHz帯電波の「最初の発射時期」及び「直近の発射状況」を必要最低限の範囲で当該顧客に開示すること
- (2) 当社の管理する建物において発生するテレビ受信障害の原因が700MHz帯電波の影響かどうか切り分けをする作業のために、当該建物が所在する市町村における700MHz帯電波の「最初の発射時期」及び「直近の発射状況」を必要最低限の範囲で当社の関連会社（過半数の議決権を保有する会社）に開示すること

3. 返還・廃棄等

当社は、秘密情報が不要となった場合、または、貴協会から要求された場合、貴協会の指示に従って、直ちに秘密情報（複製物を含みます。）を貴協会に返還し、または、復元不能な方法により廃棄もしくは消去します。

4. 非保証

当社は、貴協会が、秘密情報について、その正確性、完全性、有用性、目的適合性、または、第三者の知的財産権その他の権利の非侵害等を保証するものではないことを承諾します。

5. 損害賠償

当社は、本書に違反し、貴協会に損害を与えたときは、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償します。

6. 合意管轄

当社は、本書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上